

ID: 3013

担当部署: 都市整備課

処分の概要	変更等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第14条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条の規定による。 (変更等の許可)</p> <p>第14条 第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日